

板橋区コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(平成22年6月14日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの活性化を図るため、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）の定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の対象事業及び補助対象事業者)

第2条 補助金の対象となる事業及び経費は、実施要綱に定めるものとし、補助金の対象者は、実施要綱に定める事業実施主体とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、実施要綱に定めるところにより、区が助成を受ける額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書には、次の指定された書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、申請者から前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に可否の決定を通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付にあたっては、その目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第6条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「被交付者」という。）は、補助金の交付の内容に異議があるときは、当該通知の受領後10日以内に申請を撤回することができる。

第7条 削除

(事故報告)

第8条 被交付者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の実施が困難となった場合には、速やかにその理由、実施の見通し等を書面により区長に報告し、その指示

を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 被交付者は、事業を完了後、速やかに実績報告書（別記第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書には、次の指定された書類を添付しなければならない。

(1) 実施報告書（別記第8号様式）

(2) 収支決算書（別記第9号様式）

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けたときは、事業の成果が補助金の決定内容及び交付条件に適合しているかを審査し、適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第10号様式）により、被交付者に通知するものとする。

(補助金の請求、支払及び精算)

第10条の2 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が必要と認める場合は、概算払をすることができる。

2 被交付者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは補助金請求書（別記第10号様式の2）を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（別記第10号様式の3）を、区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により補助金交付の請求があった場合は、速やかに補助金を支払うものとする。

4 被交付者は、補助金の概算払を受けた場合において、前条の規定による補助金額確定通知を受領したときは、受領後補助金精算書（別記第11号様式）を区長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 区長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 事業が予定の期間内に完了しなかった場合及び事業を実施しなかった場合において、第8条に定める報告をせず、その指示を受けなかった場合

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他区長が不相当と認めたとき。

第12条 削除

(補助金の返還)

第13条 区長は、第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対

象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別記第 10 号様式により補助金の返還を命ずるものとする。

2 削除

(補則)

第 14 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）の定めるところによるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。(令和 6 年 1 2 月 3 日区長決定)

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地
団体名称
代表者

コミュニティ助成事業補助金交付申請書

年度コミュニティ助成事業補助金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 事業種別

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

第2号様式（第4条関係）

年度 コミュニティ助成事業実施計画書

1 事業名

2 実施目的

3 実施日時または期間

年 月 日から 年 月 日を予定

4 実施場所

5 事業内容

第3号様式（第4条関係）

年度 コミュニティ助成事業収支予算書

1 収入の部

金額単位：円

項 目	金 額	備考（内訳）
コミュニティ助成事業補助金		
合 計		

2 支出の部

金額単位：円

項 目	金 額	備考（内訳）
合 計		

※ 事業に係る経費の見積書の写しを添付すること。

コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

事務所所在地
団体名
代表者

年 月 日付で申請のあった 年度コミュニティ助成事業に
対する補助金は、下記により交付します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

3 申請の取り下げ

コミュニティ助成事業補助金不交付決定通知書

事務所所在地

団体名

代表者

年 月 日付で申請のあった 年度コミュニティ助成事業に
対する補助金は、下記により不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日

東京都板橋区長

記

不交付理由

第6号様式（第7条関係）

【削除】

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地
団体名称
代表者

コミュニティ助成事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付された 年度コミュニティ助成事業補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 実績額

単位：円

交付決定額	受領額 (A)	実績額 (B)	不用額 (A) - (B)

2 関係書類

- (1) 実施報告書
- (2) 収支決算書

第8号様式（第9条関係）

年度 コミュニティ助成事業実施報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 実施日時または期間
年 月 日（ ）

3 実施場所

4 実施内容

第9号様式（第9条関係）

年度 コミュニティ助成事業収支決算書

1 収入の部

金額単位：円

項 目	金 額	備考（内訳）
コミュニティ助成事業補助金		
合 計		

2 支出の部

金額単位：円

項 目	金 額	備考（内訳）
合 計		

※ 領収書等支払い関連資料を添付すること。

コミュニティ助成事業補助金確定通知書

事務所所在地

団 体 名

代 表 者

年 月 日付、 年度補助事業実績報告及び補助金収支決算
報告に基づき、 年 月 日付 板区地第 号で交付決定した

年度コミュニティ助成事業補助金については、コミュニティ助成事業補助要綱
第 10 条に基づき下記のとおり確定する。

年 月 日

東京都板橋区長

記

確 定 金 額 金 円

2 返還額がある場合

コミュニティ助成事業補助要綱第 13 条に基づき、下記の返還額を 月 日まで
に返還するよう命ずる。

(1) 補助金確定額 円

(2) 既交付済額 円

(3) 返還額 円

第 10 号様式の 2 (第 10 条の 2 関係)

コミュニティ助成事業補助金請求書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

(件 名) 年 月 日付 板区地第 号により補助金確定
通知のあった 年度コミュニティ助成事業に対する補助金
として、上記の金額を請求いたします。

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

事務所所在地
団 体 名 称
代 表 者

第 10 号様式の 3 (第 10 条の 2 関係)

コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

(件 名) 年 月 日付 板区地第 号により交付決定
された 年度コミュニティ助成事業に対する補助金として、
上記の金額を請求いたします。

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

事務所所在地
団 体 名 称
代 表 者

第 11 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

事務所所在地
団体名称
代表者

コミュニティ助成事業補助金精算書

年 月 日付で交付された 年度コミュニティ助成事業補助
金について、下記のとおり精算いたします。

記

- 1 受領額（交付決定額） _____ 円
- 2 執行額（交付確定額） _____ 円
- 3 精算額（受領額－執行額） _____ 円